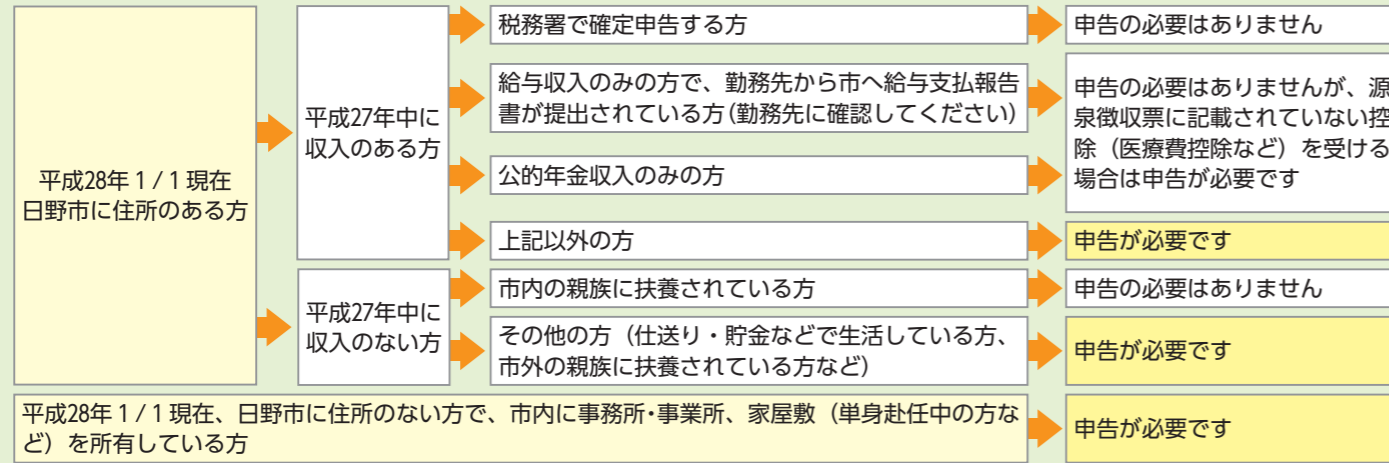


2/16(火)から市役所 5階505会議室で 市・都民税の申告受付

が始まります

受付期間 2/16(火)～3/15(火)
申告会場 市役所 5階505会議室
問合せ先 市民税課 代表 ☎

市・都民税の申告は必要ですか？



※この表は一般的な例を解説したものです。当てはまらない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください
※収入がない方、少ない方でも国民健康保険、後期高齢者医療保険にご加入の方は、市・都民税の申告が必要です(所得金額により保険料などの軽減を受けられる場合があります)

申告書の配布

市・都民税申告書は、市役所1階市民税課、七生支所、豊田駅連絡所にあります。なお、必要な方には郵送しますので、市民税課へご連絡ください。

※昨年、市・都民税の申告をした方には、2/4(木)に平成28年度市・都民税申告書を発送します

●再就職をされる方へ

平成28年度の市・都民税について、特別徴収(給与差引き)を希望する場合は、新しい勤務先を通じて4/1(金)までに市へ切替申請書を提出する必要があります。

市・都民税の申告の郵送受付

郵送で申告書を提出する場合は、5面「申告に必要なもの」の1、2、3の書類を〒191-8686日野市市民税課までお送りください。

なお、申告の受付書は郵送の場合は原則お返ししません。受付書が必要な方は、82円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

平成28年度市民税・都民税(個人住民税) 税制改正について

1. ふるさと寄附金に係る改正

①特例控除限度額の拡充

寄附金税額控除の特例控除の上限が、個人住民税所得割の1割から2割に拡充されます。平成28年度課税分(平成27年1/1以降に支払の寄附金)から対象となります。

②ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設～寄附金控除手続きの簡素化

確定申告不要な給与所得者などがふるさと納税を行った場合に、確定申告を行わなくても寄附金控除が適用される「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

この制度は、平成27年4/1以後の寄附から適用されます。所得税からの控除は発生せず、翌年度の個人住民税(翌年6月からの徴収分)から控除されます。

制度の適用を受けるには、寄附先の自治体に「寄附金税額控除等に係る寄附金特例申請書」を提出します。5団体を超える場合は確定申告が必要です。詳細は寄附先の自治体にご確認ください。

2. 公的年金からの特別徴収制度の見直し

公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われます。10/1以後に実施する特別徴収から適用となります。

①仮特別徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収税額の平準化)

年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額が「前年度分の公的年金などに係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となります。

今回の改正は、仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年税額の増減を生じさせるものではありません。

	本徴収			仮徴収		
	10月	12月	2月	4月	6月	8月
改正前	(年税額-仮徴収額)÷3			前年度分の本徴収額÷3(前年2月と同額)		
改正後				(前年度分の年税額÷2)÷3		

②転出・税額変更があった場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が他市区町村に転出した場合や、特別徴収の税額に変更が生じた場合は特別徴収は停止され、普通徴収(納付書での納付)に切り替わっていましたが、一定の要件の下で特別徴収が継続されることになりました。

申告相談・受付

市・都民税の申告相談・受付は、下表の通りです。申告書は、郵送でも受け付けます。

七生支所・豊田駅連絡所でも、完全に記入済みの市・都民税申告書はお預かりしますが(土曜・日曜日を除く)、税専門の職員がいないため、申告相談はできません。

■市・都民税の申告相談・受付日程表

日程	時間	会場
2/16(火)～3/15(火) ※土曜・日曜日を除く。 ただし2/20(土)・27(土)は実施。例年この2日間は比較的混雑しないのでぜひご利用ください	8:45～17:00	市役所 5階505会議室
2/17(水)～19(金)	9:00～11:30 13:00～16:30	七生福祉センター (三沢3-50-1七生公会堂1階)

申告に必要なもの

1. 市・都民税申告書(申告書が送られている方は、その用紙)

2. 平成27年中の所得(収入)に関する書類

- ①給与所得の方は、源泉徴収票か給与明細書
- ②公的年金受給者の方は、公的年金の源泉徴収票
- ③給与・公的年金以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿や領収書など

3. 平成27年中の控除に関する書類

- ①医療費控除を受ける方は、医療費の領収書
- ②社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払済額が分かる書類(日野市に納めている社会保険料は除く)
※国民年金保険料および国民年金基金の掛金について、社会保険料控除の適用を受けるには、支払いをした旨を証する書類などを添付する必要があります
- ③生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料を支払った方は、その控除証明書
- ④勤労学生控除を受ける方は、学生証など
- ⑤障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・障害者控除対象者認定書など
- ⑥寄附金控除を受ける方は、寄附した金額を確認できる領収書など
- ⑦そのほか控除に必要な書類
※社会保険料などで、給与所得の源泉徴収票に記載されている分については、必要ありません

4. 印鑑(認め印で可)

※平成28年度分の市・都民税の申告には、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です